

諮問日 平成16年 6月23日

答申日 平成16年 8月 4日

答 申

1 審査会の結論

平成16年5月19日、社会福祉法人戸田市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が異議申立人に対して行った、社協による仮処分申立（さいたま地裁平成16年（ヨ）第169号）に伴う弁護士の高額、費用（19人分）に関する情報公開請求について、同弁護士の高額、費用（19人分）に関する情報（以下「本件情報」という。）を非公開とした決定（以下「本件非公開決定」という。）は妥当であり、審査会としては本件情報を公開すべきでないと思料する。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成16年5月6日請求にかかる本件情報について、社協が異議申立人に対して行った本件非公開決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 平成16年5月6日、異議申立人は、社協に対し、社会福祉法人戸田市社会福祉協議会情報公開規程（以下「規程」という。）第6条の規定により、①本件情報、②開示の弁護士2人分の高額、費用、③上記①及び②の承認書類、④上記②に対する委任状の4点について情報の公開請求を行った。

イ 平成16年5月19日、社協は、上記アの請求に対し、上記ア①及び③の①分（①の承認書類）については、規程第8条第1項第2号及び同条項第5号に該当することを理由として、また、上記ア②及び③の②分（②の承認書類）については存在しないことを理由として、それぞれ非公開とする決定を行い、同決定通知書は、平成16年5月20日、異議申立人に対し通知された。なお、社協は、上記ア④については、異議申立人に対して公開済である。

ウ 平成16年6月14日、異議申立人は、本件非公開決定（上記ア①）について、これを不服として、規程第16条に基づき、社協に対し、異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張及び社協の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書において、本件情報は、後日、歳出として公

表されるものであるから、非開示とする理由はない旨を主張する。

(2) 社協の主張の要旨

社協の情報非公開等決定通知書、情報公開等決定不服申立事案諮問書、及び意見陳述による、本件非公開決定を正当とする主張の要旨は、次のとおりである。

① 規程第8条第1項第2号に該当する。

本件情報は、弁護士事務所を営む個人の当該事業に関する情報である。

弁護士については、平成16年4月に日本弁護士連合会報酬規程が撤廃され、自由競争となっていることから、本件情報を公開することは、当該弁護士事務所を営む弁護士個人の競争上若しくは事業運営上の地位に著しい不利益を与えるものである。

② 規程第8条第1項第5号に該当する。

本件情報は、社協が行う訴訟に関する情報であって、公開することにより、当該事務の目的が損なわれ、又は社協の公正若しくは適正な執行に著しい支障が生ずると明らかに認められるものである。

本件情報は、社協が、異議申立人外1名の街宣活動等禁止の仮処分命令申立（以下「本件仮処分命令申立」という。）を弁護士に委任したことによって発生した弁護士費用（業務委託料）である。異議申立人は、敬天新聞社の広告宣伝部と称して、平成15年4月以降、社協にしばしば来庁し、同年12月末には、清涼飲料水業者を同行のうえ、社協が戸田競艇場内に設置している飲料水用の自動販売機に、上記業者の商品を納入させて欲しい旨を依頼し、その後も、社協は談合をしている旨、自動販売機設置に関し随意契約をすべきではない旨等の主張を執拗に繰り返してきた。しかし、社協が異議申立人の右依頼及び主張は不合理なものとしてこれらを受け入れなかったところ、異議申立人は、平成16年3月30日より、街頭宣伝車を用いて社協を誹謗中傷する行為を継続的に繰り返したことから、社協は弁護士に委任して、さいたま地方裁判所に対し、異議申立人外1名を債務者として本件仮処分命令申立を行い、同年4月28日、ほぼ同申立どおりの仮処分決定を得た（以下「本件仮処分決定」という。）。異議申立人の上記行為は行政対象暴力類似に行為であり、毅然とした対応が求められるうえ、本件情報を公開することによって、弁護士の行う攻撃防御手段の公使に大きな影響を及ぼす恐れがある。また、本件情報が、たとえ後日、社協の収支決算書等で公開される情報であっても、紛争が継続中である現在、本件情報を公開することは、右紛争の処理に影響を与えるものである。

③ 上記②に記載の経緯、事情から、異議申立人の本件情報公開請求は権利濫用行為である。また、本件情報が公開された場合、本件情報を利用した権利濫用行為が行われる可能性が高く、実際にも、平成16年6月

20日付敬天新聞において、本件仮処分命令申立に関して社協を中傷誹謗する記事が掲載されている。

4 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び社協の主張、社協から提出された関連資料、並びに規程第13条所定の第三者の意見を検討した結果、以下の理由により、「1 審査会の結論」記載のとおり結論に達した。

(1) 規程第8条第1項第2号の該当性

① 弁護士の「事業を営む個人」該当性

本号の「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第7項から第9項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいうところ、弁護士は、「事業を営む個人」に該当すると認められる（地方税法第72条の2第3項及び第9項第8号）。

② 本件情報は、事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当するか。

本号の「当該事業に関する情報」とは、事業所、事業内容、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいうところ、弁護士は、依頼者との間で具体的事件における法律事務の処理に関する委任契約を締結するに際し、委任事務処理の対価としての報酬に関する契約を締結することによって報酬の有無及び額を決定するものであるから、本件情報は、規程第8条第1項第2号にいう「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当する。

③ 本件情報の公開によって、事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に著しい不利益を与え、又は社会的信用が損なわれると明らかに認められるか。

本号の「競争上若しくは事業運営上の地位に著しい不利益を与え、又は社会的信用が損なわれると明らかに認められるもの」とは例えば、

- ・ 事業を営む個人の保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公開することにより、当該事業を営む個人の事業活動が明らかに損なわれると認められる情報
- ・ 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、事業を営む個人の事業運営が明らかに損なわれると認められる情報
- ・ その他公開することにより、事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が明らかに損なわれると認められる情報

などを指すと解される。

そもそも本号は、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の事業活動の自由を原則として保証するものである。また、その一方で、公益上の理由から、公開す

る必要が認められる情報については公開できる旨を定めることによって、法人等又は個人の事業活動の権利・利益と、市民の知る権利（情報公開請求権）の調整を図るものである。

とすると、当該情報の開示によって、法人等又は個人の事業活動上の権利・利益が明らかに損なわれると認められるか否かは、相反する上記2つの利益を衡量し、当該情報の内容・性質を始めとして、法人等又は個人の事業内容、当該情報が事業活動等においていかなる意味を有しているか等の諸般の事情を総合して判断すべきである。

以上を前提に本件を検討するに、まず、社協は、平成16年4月に日本弁護士連合会報酬規程が撤廃され、自由競争となっていることを理由に、本件情報を公開することは、弁護士の競争上若しくは事業運営上の地位に著しい不利益を与える旨を主張する。しかし、一般的に言って、弁護士報酬の自由化（弁護士法第33条第2項：弁護士会が定める会則事項から「弁護士の報酬に関する標準を示す規定」が削除された）は、公正有効な競争の確保や合理性の観点からなされたものであり、その一方で、利用者の保護のため、弁護士報酬の透明化・合理化（報酬基準の作成・備置義務、情報提供の努力義務）が図られていること、また平成12年10月から弁護士業務広告も自由化されていることからすると、日本弁護士連合会報酬規程が撤廃され、自由競争となっていることから直ちに、本件情報の公開が弁護士の競争上若しくは事業運営上の地位に著しい不利益を与えるとは言い難い。

また、社会福祉法人である社協の公的正確からすると、予算の適正な執行の確保も極めて重要であり、本件情報を公開すべき要請も高いというべきである。

しかしながら、本件情報は弁護士費用であるところ、そもそも弁護士報酬は、それぞれが独自に定める報酬基準を基準としつつも、事件の性質、事件の難易度、事案の内容、訴訟物の価格、依頼者の受ける経済的利益、時間及び労力、弁護士と依頼者との関係等その他一切の事情を総合的に考慮して、弁護士と依頼者との協議のうえ決定されるものである。したがって弁護士の報酬額は、個別具体的な事案の客観的事情や、弁護士又は依頼者によって異なりうるものであって、その結果、それは、個々の弁護士においてどのような訴訟事件をいかなる報酬額で受任するのかという事業活動上の方針を反映するという性格を帯びるものである。

そして、本件情報は本件仮処分命令申立にかかる弁護士費用であること、本件仮処分命令申立のような事案においては複数の弁護士が対応することが通常であるところ、本件情報を公開すると、具体的に事件を担当している弁護士の人数を相手方当事者（仮処分の名宛人である債務者）に推定させる結果となり、ひいては現実に相手方当事者との対応に当

たっている弁護士との関係から、当該担当弁護士が特定されうること、また現在は本件仮処分決定が得られた段階に過ぎず、引き続いて本案提起が予想されることからすれば、本件情報は係争中の案件に関するものと考えられることなどからすると、本件情報を公開することは、報酬を受けるべき弁護士が、本件仮処分命令申立事件について、いかなる評価をし、いかなる事業活動上の方針を決定したかを推知させることになり、その結果、当該弁護士にとって、業務遂行上、重大な支障を生じさせ、ひいては目的が達成されず、その事業活動が損なわれるものと認められる。この点、弁護士が、具体的事件を離れた単なる報酬基準に関して自ら広告をしたり、情報提供をしたりすることは全く別個の問題であるといえる。

なお、異議申立人は、本件情報は、後日、歳出として提示されるものであるから、非開示にする理由はない旨を主張する。しかし、公開の時期によっては、法人等又は個人の事業活動が著しく阻害される可能性がある。本件においても、上記のとおり本件情報は係争中の案件に関するものであって、これを公開することは、当該事業を営む個人である弁護士の事業活動を著しく阻害するため、異議申立人の上記主張は採用できない。

したがって、本件情報は、「公開することにより・・・事業を営む個人の・・・事業運営上の地位に著しい不利益を与えると明らかに認められるもの」に該当するものと認められる。

よって、本件情報は、規程第8条第1項第2号に該当するというべきである。

(2) 規程第8条第1項第2号ただし書の該当性

本件情報が規程第8条第1項第2号に該当するとしても、同号ただし書に該当する場合には、本件情報を公開すべきことになる。

この点、前記(1)記載のとおりの本件情報が、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、財産及び自然環境を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないから、本件情報は、同号ただし書アに該当しない。

また、本件仮処分決定が発令されていることから、前記(1)記載のとおりの本件情報が、違法又は不当な事業活動から市民の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないから、本件情報は、同号ただし書イに該当しない。

(3) 規程第8条第1項第5号の該当性

① 実施機関が行う事務又は事業に関する情報の該当性

本号に列举された事務又は事業は、公開するとその適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを

例示的に掲げたものである。

本件情報は、前記(1)②記載のとおり、実施機関である社協が、争訟事件の処理（本件仮処分命令申立）を委任した各弁護士に対して支払う報酬の額であることから、規程第8条第1項第5号にいう「実施機関が行う・・・争訟・・・に関する情報」と認められる。

② 本件情報の公開によって、実施機関の当該事務若しくは事業の目的が損なわれ、又はその公正若しくは適正な執行に著しい支障が生ずると明らかに認められるか。

本号は、実施機関の事務又は事業の適正な執行を確保するため、公開することにより、当該事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報を非公開情報とする旨を定めたものである。

本号の「公開することにより、実施機関の当該事務若しくは事業の目的が損なわれ、又はその公正若しくは適正な執行に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの」とは、その性質上、公開になじまない事務事業に関するものであり、例えば、

- ・ 公開することにより、当該事務事業を実施する目的が失われるおそれがあると認められる情報
- ・ 公開することにより、反復・継続する同種の事務事業の公正かつ適正な執行を著しく困難にするおそれがあると認められる情報
- ・ 公開することにより、特定の者に不当な利益を与えたり、市民全体の利益を損なったりするおそれがあると認められる情報

などをいう。

そこで、本件について具体的に検討するに、本件情報は、本件仮処分命令申立にかかる弁護士費用であるところ、前記(1)③記載のとおり、弁護士報酬は、様々な事情を総合的に考慮して、依頼者と協議のうえ決定されるものであるから、一見同種の事件であっても、弁護士報酬額が一律に定まるわけではない。また、本件仮処分決定がされたにとどまる現段階においては、本件情報が係争中の案件に関するものであることも前記のとおりである。さらに、本件仮処分命令が、同命令の名宛人（債務者）らの街宣活動のほか、債権者たる社協の許可なく社協の事務所内に立ち入る行為、社協の役員及び職員に対し、電話等による方法で社協に対し直接交渉を強要する行為をも禁止していることからすると、司法の判断によって行政の適正、円滑な執行を確保すべき要請が高かったことが認められる。

一方、本件情報が公開されると、社協が当該弁護士に支払う弁護士報酬の額及びその根拠となった各事情に関する評価が明らかとなり、係争中であるにもかかわらず、当該争訟に関する社協の処理方針や、弁護士への委任範囲、弁護士との打合せの内容が推知されうる。

とすると、本件情報を公開することは、正規の交渉、訴訟手続等の場を経ないで相手方当事者に上記方針等が伝わるなどして、争訟の公正、円滑な解決を妨げるおそれがある、特定の者に不当な利益を与えるおそれがあると認められる。

したがって、本件情報は、「公開することにより、実施機関・・・の公正若しくは適正な執行に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの」に該当するものと認められる。

よって、本件情報は、規程第8条第1項第5号に該当するというべきである。

- (4) 以上のとおり、本件情報について公開とする理由は存在しないから、本件情報請求が権利濫用であるか否かを検討するまでもなく、本件非公開決定は妥当である。

したがって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

以上